

## コープペイ 利用規程

いわて生活協同組合

### (コープアプリの定義)

コープアプリは「コープのなんでも利用窓口」となる生協のスマートフォンアプリです。このコープアプリではスマホ決済の「コープペイ」、電子レシートの「スマートレシート」、インターネットから宅配の注文ができる「@あっとコープ」などコープ関連アプリが利用できます。コープペイの利用に関しては以下の利用規程に従います。

### (目的)

第1条 この規程は、いわて生活協同組合（以下、いわて生協という）が運営するスマートフォン決済アプリ「コープペイ」(C o o P a y) の利用（代金等の支払いを含む）に関して定めるものです。

### (コープペイの利用者)

第2条 コープペイの利用者（以下、利用者という）とは、生協の組合員および18歳以上の家族が、本規程を承認の上、各利用者が保有するSMS（ショートメッセージサービス）が利用できるスマートフォンからコープペイの利用を申し込み、生協が利用を認めた方をいいます。但し、酒類、たばこ等の年齢制限のある商品の購入は満20歳以上となります。

2. ひとつの組合員番号で本人と家族で3人までの登録ができます。但し、登録できるスマートフォンは、それぞれ別の電話番号をもった機器に限ります。
3. 利用者は、組合員が生協を脱退すると同時に、コープペイは利用できなくなります。

### (サービス内容)

第3条 本サービスは、組合員が生協店舗および生協が認定した店舗での利用代金を、コープペイを利用し電子決済を行うものです。

2. 本サービスでは、いわて生協が任意に設定した本サービス専用の特典（ポイント、クーポン等）を受けることができます。本アプリにおけるキャンペーンはCooPayが独自に行うものとし、米Appleとは一切関係ありません。
3. 本サービスは、以下の商品や利用代金・会費などのお支払いにはご利用いただけません。
  - (1) 金券類（商品券、ギフトカード、プリペイドカード、ビール券等）、ハガキ、切手、印紙
  - (2) 夕食宅配、コープでんき、CO・OPひかり等の掛売りや文化鑑賞会クオレ、コープくらしの助け合いの会等の会費
  - (3) 共済掛金、保険料、出資金、積立増資、灯油積立金、セリオ積立金
  - (4) クリスマスケーキやおせち料理などの予約商品
4. 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システム・通信トラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、その他の事由により本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。この場合、サービスの停止期間は現金でのお支払いになります。

### (利用の登録方法)

第4条 利用希望の組合員が、スマートフォンでコープペイアプリをインストールし、生協名・組合員番号・組合員氏名・登録電話番号・利用するスマートフォンの電話番号を登録して組合員認証をします。利用が可能な場合は、通常利用画面が表示され、利用できます。

2. 組合員認証が終了しても、いわて生協に引落口座が登録されていない場合は、新規に口座登録

が必要となります。口座が登録されていない場合は、コープペイアプリはインストールできませんが、コープペイ以外（現金、クレジットカード、アイコープカードのいずれか）での利用となります。

3. コープペイに登録すると、自動的にスマートレシート会員に登録されます。
4. コープペイに登録すると、宅配に登録している利用者は、自動的に「@あっとコープ会員」に登録されます。
5. 組合員本人以外の家族が登録した場合は、組合員本人にその旨をハガキで通知します。  
また、生協が利用登録者本人を確認する必要があると判断した場合、利用者は生協からの確認にお答えいただきます。
6. 組合員本人からのお申し出があれば、家族の利用は停止することができます。
7. 1台のスマートフォンは、生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合（以下、コープ東北という）内の、登録したひとつの生協の支払いだけに利用できます。

#### （利用方法）

第5条 利用登録後の利用方法は、別途定めるオンラインマニュアルの通りです。

#### （期限の利益喪失）

第6条 利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規程に基づく債務を含むいわて生協との取引の一切の債務について、当然に期限の利益を失い（ただし、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します）、規程に従い、生協に対する未払債務をお支払いいただきます。

2. ただし、下記の（1）の場合において、いわて生協が判断して通知したときは、期限の利益は失われぬものとし、
  - （1）第9条（利用停止）に該当した場合
  - （2）利用者について破産、民事再生、民事調停など、債務整理のための法的措置等の申立があった場合または差押、仮差押、銀行取引停止などの措置を受けた場合
  - （3）生協が所有権を留保した商品の質入、譲渡、貸借その他生協の所有権を侵害する行為をした場合
  - （4）組合員がいわて生協を脱退した場合
  - （5）いわて生協に通知せず住所を変更し、いわて生協にとって所在不明となった場合

#### （利用限度額）

第7条 店舗等での月間の利用限度額は10万円、宅配での月間の利用限度額は宅配の利用基準の通りとします。（当月の請求金額も含む売掛金額です）

2. 店舗等での利用限度額10万円は、「店舗」「店舗テナント」「介護福祉センター」「住まいと暮らしのサービスセンター」の利用合計金額となります。毎月21日～翌々月の引き落とし日から数えて、金融機関の翌々営業日の昼ごろまでの利用が対象となります。
3. サービス事業の利用については、利用する事業ごとに上限を定めます。
4. いわて生協が認定した店舗（以下、テナント等という）では、テナント等ごとに1回あたりの決済上限金額を設定しています。

#### （支払い）

第8条 支払い方法は、翌月1回払いのみです。

2. 原則毎月20日締め、翌月5日お支払いとなります。  
ただし、口座振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
3. 金利・手数料はかかりません。

(利用停止)

第9条 以下の場合、利用停止となります。

(1) 残高不足による口座振替不能の場合

毎月5日の口座振替日に引き落としができなく(口座振替不能)、かつ指定された支払期限(金融機関は15日まで。コンビニは19日中)までにお支払いいただけない場合。この場合は、宅配・灯油・夕食宅配等も利用停止となります。

(2) 利用金額が各事業の利用限度額を超えた場合(当月の請求金額も含む売掛金額)

ただし、テナント等を利用の場合は、1回あたりの限度額が各テナント等によって決まっています。

(3) いわて生協の判断による場合

- 1) 支払い等、本利用規程に違反する恐れがある場合
- 2) 換金を目的とした商品利用の恐れまたは利用が確認された場合
- 3) 同一生計、同一世帯の組合員が、口座振替不能により利用が停止になっている場合
- 4) 利用状況により、生協が不相当であると判断した場合

(利用停止解除の条件)

第10条

(1) 残高不足による口座振替不能の場合

経理チーム入金確認の翌日より、利用停止解除になります。ただし、延滞の状況によっては解除されない場合もあります。

(2) 利用限度額オーバーの場合

経理チーム入金確認の翌日より利用停止解除になります。

(個人情報の取り扱い)

第11条 個人情報の取り扱いは、いわて生協個人情報保護方針に従います。

2. いわて生協は、個人情報について、あらかじめご本人から同意をいただいた提供先以外の第三者に提供、開示等はいたしません。

ただし、以下の場合、本人の同意なく、個人情報を提供することがあります。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関、地方公共団体または当該機関・団体より委託を受けた者が法令に定める事務を遂行するにあたり、いわて生協が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

(口座振替不能となった場合の支払い方法)

第12条 口座振替不能になった場合には、払込用紙を郵送しますので、以下のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

- (1) 払込票に記載された金融機関窓口から15日までにお支払いください。
- (2) コンビニエンスストアで19日中にお支払いください。

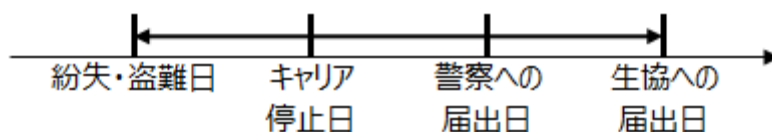
(スマートフォンを紛失したとき)

第13条 スマートフォンを紛失したときには、以下の対応をお願いします。

- (1) 先ずは、予めスマートフォンのロック機能などで損害の予防を図ってください。
- (2) 各キャリア会社に連絡し、スマートフォン本体の停止をしてください。
- (3) もし発見できなかつたときは、最寄りの警察に紛失を届け出てください。
- (4) 「組合員番号」と「いわて生協へ登録の電話番号」を準備のうえ、生協へご連絡ください。  
組合員または利用者の依頼により、コープペイの利用を停止します。
- (5) 万が一、紛失や盗難によりコープペイを不特定の第三者に使用された場合、下記の期間の利用代金は生協が負担します。  
ただし、キャリア会社での本体停止と警察への届け出が済んでいることが必要です。

※紛失・盗難の申告日から生協への届出日までの期間

( ←→ 黒矢印線の期間)



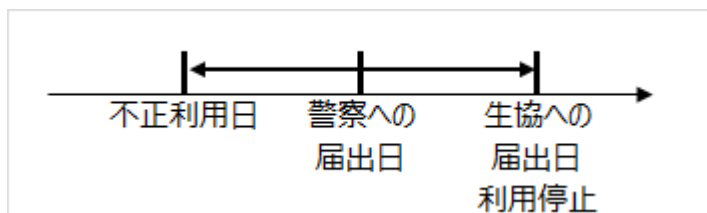
- (6) 紛失されたスマートフォンが発見された場合、ご利用生協へご連絡ください。利用停止の解除をします。

(コープペイを不正利用されたとき)

第 14 条 コープペイを不正に利用された時には以下の対応をお願いします。

- (1) なりすましなどの不正利用が発生したときは、以下の (2) を経て、生協が調査の上、組合員ご本人に過失がないことが確認された場合、コープペイの不正利用額を生協が補償します。

( ←→ 黒矢印線の期間)



- (2) 利用者は、コープペイが不正に利用された場合、またはその可能性が生じた場合、直ちに、警察に届けたうえで、生協にその旨を連絡してください。
- (3) 利用者がこれらに反することに起因し生じた損害は、利用者の負担とし、生協はその責任を負わないものとします。

(問い合わせ)

第 15 条 この利用規程に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

いわて生協 経理チーム

所在地 : 〒020-0690 岩手県滝沢市土沢 220-3

電話番号 : 019-687-1341

受付時間 : 9:00~18:00 (月~土)

(本規程の改訂)

第 16 条 いわて生協は、利用者に対して通知することにより、本規程を改訂することができることと

- し、利用者はこれを予め承諾するものとします。
2. 利用者は、本規程改訂後に引き続き本サービスを利用することにより、改訂後の本規程について同意したものとみなされます。  
本規程の改訂内容に同意できない場合は、利用者は本サービスを利用しないものとします。
  3. いわて生協は、その裁量により、本コープアプリを通じての通知など生協の判断する方法で、利用者への通知を行うものとします。

(知的財産権)

第 17 条 コープペイアプリを含む本サービスを構成するすべてのリソースに関する一切の権利は、コープ東北または当該権利を有する第三者に帰属するものとし、利用者は本サービスの利用のみができます。利用者は、コープ東北の許可なく、所有権、著作権、商標を含む一切の知的財産権、肖像権、パブリシティ権、コンテンツ素材に関する権利を侵害する一切の行為をしてはなりません。

付則

(解釈上の疑義)

第 1 条 この規程に関する解釈上の疑義は、いわて生協店舗事業部長が決定します。

(改廃)

第 2 条 この規程の改廃及び変更は、いわて生協店舗事業部長が起案し、いわて生協常務理事会が決定します。

(施行日)

第 3 条 この規程は、2019 年 7 月 21 日より施行します。  
この規程は、2019 年 10 月 1 日より一部変更の上施行します。  
この規程は、2019 年 12 月 21 日より一部変更の上施行します。  
この規程は、2020 年 9 月 2 日より一部変更の上施行します。  
この規程は、2021 年 8 月 3 日より一部変更の上施行します。